

平成 30 年度第 1 回通常総会次第

日 時：平成 30 年 4 月 25 日（水）午前 11 時 30 分から午後 2 時 00 分

場 所：サッポロビール園 ガーデングリル

（札幌市東区北 7 条東 9 丁目 2-10 TEL0120-150-550）

1. 開 会

2. 理事長挨拶

3. 定数の確認

4. 議長及び議事録署名人選出

5. 議長就任

6. 議案審議

第 1 号議案 平成 29 年度 事業・活動報告及び決算報告・監査報告に関する件

第 2 号議案 平成 30 年度 事業活動計画（案）及び予算（案）に関する件

第 3 号議案 特定非営利活動促進法の一部改正に伴う定款変更に関する件

第 4 号議案 その他

1： 創立 10 周年記念事業について

2： その他

7. 議長退任

8. 閉 会

第1号議案 平成29年度 事業・活動及び収支決算並びに監査報告に関する件

第1：平成29年度 事業・活動報告

(平成29年4月1日から平成30年3月31日)

I：定款第3条(事業)

特定非営利活動促進法別表に掲げる活動に該当する活動

- * 3号 街づくりの推進を図る活動
- * 7号 地域安全に係る活動
- * 13号 科学技術の振興を図る活動
- * 14号 経済の活性化を図る活動
- * 15号 職業能力の開発又は雇用機会の拡大を支援する活動

II 1 特定非営利活動に係る事業活動

(単位:千円)

定款事業名	事業名等活動内容	平成29年度実績
第1号 建築技術の伝承及び 向上に関する事業	*安全、安心な「家づくり、街づくり」セミナー等 *行政、他NPO等開催のセミナーへの参加 *特殊工法等の現場視察など	
第2号 建築等に関する情報の 収集及び提供に関 する事業	*活動、事業案の検討 *札幌市出前講座(防災関連):H28年度は札幌 市の予定がたたづ開催できず…。	0
第3号 建築に関する調査研 究及び政策提言に関 する事業	*活動、事業化 1:中之島1・1ビル設備改修工事(6月末竣工) 2:カルチェド札幌外断熱改修計画(期ずれ)	500 0
第4号 建築関連事業に関す るネットワーク事業	*ホームページの修正、再構築…!	
第5号 建築関連技術の相談	*相談業務の窓口開設	

業務		
第6号 設計・工事監理に関する建築関連業者に対する相談業務	*随時…。	
第7号 施設の管理・運営に関する業務	*該当なし	
第8号 設計・工事監理に関する業務	*病院・社会福祉施設・共同住宅所有者及び管理者に対する営業活動…随時	
第9号 その他この法人の目的達成に必要な事業	*正会員、賛助会員の加入促進:随時 業務・会計監査 4月 通常総会 4月又は5月 理事会 随時 役員会 随時	

2 その他の事業

該当なし

第2: 平成 29 年度決算の概要について

(平成 30 年 3 月 31 日 現在)

(単位:円)

【収入の部】

*1: 前期繰越金		
前期繰越金(銀行預金)		1,100,954
同上 (手持ち現金)		25,358
計		1,126,312
*2: 平成 29 年度収入		
中之島1・1ビル設備改修工事		500,000
カルチェ・ド 札幌外断熱改修計画		0
計		500,000
*3: 会費収入等		
正会員年会費(12 名)		120,000
賛助会員(1 名)		10,000(未納)
計		120,000
*4: 寄付金等		
総会懇親会費(10 名)		30,000
その他の寄付金(伊藤塗工部より)		20,000
計		50,000
*5: 受取利息等		
受取り利息		11
計		11
*6: 収入の合計		670,011

【支出の部】

*: 前期繰越金(銀行預金)	1,100,954
同上 (手持現金)	25,358
<hr/>	
計	1,126,312……………①
*: 平成 29 年度収入合計	670,011……………②
<hr/>	
① + ②	1,796,323……………③
*: 平成 29 年度支出金	
現金支払い分(現金出納帳)	274,867……………④
銀行引き落とし分(銀行通帳から)	178,844……………⑤
<hr/>	
④ + ⑤	453,711……………⑥
*: 平成 29 年度決算額	
③ - ⑥	1,342,612
*: 次期繰越額 : 1,342,612	
	(うち、銀行預金額:1,332,121、手持ち現金:10,491)

第3: 平成 29 年度会計決算報告、監査報告

特定非営利活動に係る事業会計 活動計算書

(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日まで)

特定非営利活動法人建築再生ネットワーク北海道

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	120,000	
賛助会員受取会費	0	120,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	50,000	50,000
3. 事業収益		
中之島 1・1ビル設 備改修工事	500,000	500,000
4. その他の収益		
受取利息	11	11
経常収益 計		670,011
II 経常費用		
1. 事業費		
(1)人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
人件費 計	0	
(2)人件費以外の経費		
印刷製本費	24,000	
旅費交通費	25,610	
通信運搬費	40,290	
会議費等	30,000	

家賃。光熱費	48,000	167,900	
人件費以外の経費 計	167,900		
事業費 計			
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費 計	0		
(2)人件費以外の経費			
通信運搬費	60,434		
旅費交通費	17,080		
消耗品費	22,177		
家賃。光熱費	72,000		
会議費	20,000		
雑費	94,120		
人件費以外の経費 計	285,811		
管理費 計		285,811	
経常費用 計			453,711
当期正味財産増減額			216,300
前期繰越正味財産額			1,126,312
次期繰越正味財産額			1,342,612

特定非営利活動法人に係る事業会計貸借対照表

特非)建築再生ネットワーク北海道

平成 30 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金、預金)		流動負債 計	0
現金	10,491	負債の部 合計	0
普通預金	1,332,121	正味財産の部	
		正味財産	1,342,612
		(うち、当期正味財産増減分)	(216,300)
		正味財産の部 合計	1,342,612
資産の合計	1,342,612	負債、正味財産の合計	1,342,612

特定非営利活動に係る事業会計 財産目録

特定非営利活動法人 建築再生ネットワーク北海道

平成 30 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

科目・摘要	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金 手許現金	10,491	
普通預金 北洋銀行 南支店	1,332,121	
流動資産 合計		1,342,612
2 固定資産		
車両運搬具	0	
資産 合計		1,342,612
II 負債の部		
1 流動負債		
短期借入金	0	
未払い金	0	
預り金	0	
流動負債 合計		0
2 固定負債		
固定負債 合計		0
負債 合計		0
正味 財産		1,342,612

その他の事業会計 財産目録

該当なし

第2号議案 平成30年度 事業・活動計画書（案）に関する件
 （平成30年4月1日～平成31年月31日）

I 定款第3条（事業）

特定非営利活動促進法別表に掲げる活動に該当する活動

- * 3号 街づくりの推進を図る活動
- * 7号 地域安全に係る活動
- * 13号 科学技術の振興を図る活動
- * 14号 経済の活性化を図る活動
- * 15号 職業能力の開発又は雇用機会の拡大を支援する活動

II 特定非営利活動に係る事業活動

（単位：千円）

定 款 事 業 名	事 業 名 等 活 動 内 容	平成30年度予算
第1号 建築技術の伝承及び 向上に関する事業	*安全、安心な「家造り、街づくり」セミ ナ-等 *行政、他NPO等の開催セミナーに参加 *特殊工法現場視察等	
第2号 建築等に関する情報 情報の収集及び提供 に関する事業	*活動・事業（案）の検討	
第3号 建築に関する調査、 研究及び政策提言に 関する事業	*活動・事業（案）の検 1：カルチェ・ド・札幌外断熱改修工事計画 2：G宅改修工事 3：S邸改修工事	300 50 100
第4号 建築関連事業に関す るネットワーク事業	*ホームページの修正・再構築・・・？	
第5号 建築関連技術の相談 業務	*相談業務の窓口開設は・・・？	
第6号 設計・工事監理に関 する事	*活動・事業（案）	
第7号 その他この法人の目	*正会員及賛助会員の加入促進：随時 *理事会の開催：年2回程度で・・・！	

的達成のために必要な事業	*業務・会計監査：1回/年	
--------------	---------------	--

Ⅲ その他の事業

特になし・・・。

第3号議案 特定非営利活動促進法の一部改正に伴う定款の変更に関する件

NPO法第28条の第1項では、①官報に掲載する方法、②日刊新聞紙に掲載する方法（何れも掲載費用が発生する）、③電子公告（法人ホームページへの掲載）及び④法人の主たる事務所において公衆の見やすい場所に掲示する方法等の規定がありますが、③の方法が最適と考えられます・・・。

特定非営利活動法人 建築再生ネットワーク北海道 定款

1 変更内容

新（変更後）	旧（変更前）
第7章（雑則）	第7章（雑則）
第37条（公告） この法人の公告は、事務所の掲示板に公告すると共にインターネットホームページ及び官報に掲載して行う。 <u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、ホームページに掲載して行う</u>	第37条（公告） この法人の公告は、事務所の掲示版に公告すると共にインターネットホームページ及び官報に掲載して行う。

第4号議案 その他

1： 創立10周年記念事業について

2： その他